

○静岡市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年6月4日

規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 法第5条第1項、第2項又は第5項から第7項までの規定による認定をする場合 維持保全計画書（様式第1号）

(2) 次のア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するとき 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写し

ア法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしている場合

イ建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を受けている住宅である場合

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合する住宅又は適合する住宅の部分を含む住宅である場合 当該型式に係る住宅型式性能認定書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

(4) 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等を含む住宅である場合 当該認証型式住宅部分等を含む住宅に係る型式住宅部分等製造者認証書（品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。以下同じ。）の写し

(5) 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告

示第209号。以下「告示」という。)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。))が行う特別評価方法認定(品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定をいう。))のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。))を受けた場合にあっては、当該試験、分析又は測定の結果の証明書)

(6) 法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合することについて静岡市その他の関係機関が認めた場合 その旨を証する書面の写し

- 2 品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合には、前項の規定にかかわらず、同項第3号から第5号までに掲げる図書を当該申請に添えることを要しない。

(平27規則84・令6規則21・一部改正)

(所管行政庁が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第3号の規定により住宅型式性能認定書の写しを添えた場合であって、当該住宅型式性能認定書(告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。))において住宅性能評価(品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。))の申請において明示することを要しない事項(登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請において明示することを要しない事項)として指定された事項が、省令第2条第1項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書

(2) 前条第1項第4号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合であって、当該型式住宅部分等製造者認証書(告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた型式住宅部分等に係るものに限る。))において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第2条第1項の表1、表2又は表3の各項に掲げる図書に明示すべき事項の全てを満たすこととなるときは、当該図書

(平27規則84・令6規則21・一部改正)

(構造計算適合性判定の実施)

第4条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合において、構造計算適合性判定を受けることを要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項の規定による認定をするときは、当該申出をした者に対し、構造計算適合性判定を受けることを求めるものとする。

(平27規則84・令6規則21・一部改正)

(申請書の提出部数)

第5条 省令第2条第1項、第8条、第11条第1項、第13条第1項、第14条又は第18条第1項の申請書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

(令6規則21・一部改正)

(認定長期優良住宅の建築工事の完了報告)

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、認定計画実施者は、あらかじめ、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書(様式第3号)により建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる住宅が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。)による認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

(住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出の方法)

第7条 法第14条第1項第2号の申出は、／認定長期優良住宅建築等計画／認定長期優良住宅維持保全計画／に基づく住宅の／建築又は維持保全／維持保全／を取りやめる旨の申出書(様式第4号)に省令第6条及び第9条の通知書を添えて行うものとする。

(平27規則84・令6規則21・一部改正)

(容積率の特例に係る許可申請書の添付図書)

第8条 省令第18条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げるものとする。

図書又は書面の種類	明示すべき事項	図書の様式
公図写し(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図		様式第5号

の写し又は同条第4項の地図に準ずる図面の写しをいう。)	
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ
日影図	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表2の（29）の項図書の書類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの
駐車計画図	
防災避難計画書	

（令6規則21・追加）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第84号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

維持保全計画書(年間)

点検部位	主な点検項目	点検の 時期	定期的な手入れ の方法等	更新又は取替え の時期及び内容

留意事項等

様式第2号(第6条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

報告者	住 所	{ 法人にあっては、その主たる事務所の所在地 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 }
	氏 名	

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、報告します。

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築工事が完了したことを確認した建築士
- 級 建築士 登録第 号
- 住 所
- 氏 名
- 級 建築士事務所 知事登録第 号
- 所在地
- 名 称

様式第3号(第6条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

様

級 建築士 登録第 号

住 所

氏 名

確認者

級 建築士事務所 知事登録第 号

所在地

名 称

次のとおり、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果(不適の場合には、その内容)
構造躯体等 の劣化対策				
耐震性				
可変性				
維持管理・更 新の容易性				
高齢者等対策				
省エネル ギー対策				

様式第4号(第7条関係)

認定長期優良住宅建築等計画
認定長期優良住宅維持保全計画

に基づく住宅の

建築又は維持保全
維持保全

を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申出者

住所

氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるので、申し出ます。

- 1 長期優良住宅建築等計画
長期優良住宅維持保全計画 の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画
長期優良住宅維持保全計画 の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置

様式第 5 号（第 8 条関係）

図面名		縮尺	1 :	設計者氏名	(級) 建築士

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

(平27規則84・一部改正)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(令 3 規則66・一部改正)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

(平27規則84・令 6 規則21・一部改正)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

(令 6 規則21・追加)